

新 旧 対 照 表

改正前	改正後
<p><u>(下請負人の通知等)</u></p> <p>第7条 <u>受注者は、工事の一部を第三者に請け負わせる場合において、下請負人を決定したときは、直ちに、発注者に対して当該下請負人の商号又は名称その他必要な事項を通知しなければならない。</u></p> <p>2 <u>受注者は、前項の下請負人を宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。</u></p> <p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p><u>(下請負人の選定)</u></p> <p>第7条 <u>受注者は、工事の一部を下請負人（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人をいう。以下同じ。）に請け負わせるときは、宮崎県内に主たる営業所を有する者の中から当該下請負人を選定するよう努めなければならない。</u></p> <p>(下請負人の社会保険等加入義務等)</p> <p>第7条の3 受注者は、次の各号に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請契約（受注者が直接締結する下請契約に限る。以下この条において同じ。）の相手方としてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p>